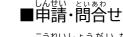
こうがくしょうがいふく し とうきゅう ふ ひ し きゅう 高額障害福祉サービス等給付費の支給について

では、世帯に障害福祉サービス費等を利用する方が複数いる場合や、ひとりで複数のサービスを利用する場合など、世帯におけるひと月の利用者負担額の合計が基準額を超えた方に対し、申請により超過自己負担分を還付します。

- ■合算の対象となる費用
- ※地域生活支援事業は対象外
- ・児童福祉法に基づく障害児支援(通所・入所)サービスの利用者負担額
- ・補装具費に係る利用者負担額
- ※同一の方が障害福祉サービス等を利用している場合に限る。
- ・介護保険法に基づくサービスの利用者負担額
- ※同一の方が障害福祉サービスを利用している場合に限る。
- ■必要書類
- •**申請書**
- ・サービス事業所が発行した領収書
- ・補装具費支給決定通知書・領収書(利用がある場合)
- ■申請・問合せ

しかくしょう **視覚障がいの方向けサービスについて**

市では、視覚障がいの芳を対象に、広報こまえ・議会だより・わっこ等の内容を録音した DAISY版・MP3版CDの配布を行っています。また、市からの一部送付物への点字シールの 貼付も行っています。利用には、電話・窓口等での登録申請が必要です。差非価活用ください。



こうれいしょうがい か しょうがいしゃしえんがかり 高齢障がい課障がい者支援係 03-3430-1111(内線2209)





第113回 令和5年3月発

Mulpi はっこう 編集・発行 でん <u>わ</u> 狛江市福祉保健部高齢障がい認

カ U3-34 話 ないせん

03-3430-1111 内線 2209

F A X 03-3480-1133

だいじ しょどうか かたやま しりゅう さく (「ふくしだより」題字:書道家 片山 子龍 作)

障がい者就労支援センターからのお知らせ

障がい者就労支援センターは、障がい者の方の職業生活における首立を図るため、就業面や生活面での支援を行っています。当センターでは、利用者様の状況に合わせ以下のような取組も行っております。

○職場体験実習

障がいのある方で説 うを削着している方を対象に職場体験実習を行っています。企業で働きたい方、市役所や社会福祉協議会のお仕事を体験したい方などの参加を募集しています。 期間は6日程度で1日4時間の実習となります。実習の内容については、障がいの特性を考慮して決定します。

■実施時期

〇週20時間以内の短時間仕事の開拓に取り組んでいます。

現在、ハローワークで検索できる障がい者向け家人は、就発時間が適20時間以上のものばかりです。そこで当センターでは、現在の体調や障がい特性により、寝時間は働けないけど適10時間、あるいは適2百といった短時間の仕事なら働いてみたい方向けの仕事の開拓に取り組んでいます。こんな仕事にチャレンジしてみたいといった衝襲望がありましたら、担当まで衝連絡ください。

■問合せ



車検証が「電子車検証」に変わります

一学和5年1月4日以降、車検証がA4サイズの紙から変形A6サイズのTCタグ入りカードの「電子車検証」に順次切り替わります。このカードには所有者氏名、所有者の住所、車検証の有効期間が記載されません。(車両番号、使用者氏名、首家用事業用の別などは記載されます。)「車検証閲覧アプリ」がインストールされたスマートフォンやパソコンで、カードのTCタグを読み取ると「自動車検査証記録事項」という帳票(PDF)を表示できます。これには所有者氏名、所有者の性所車検証の有効期間が記載されます。学和5年1月から3年間は、電子車検証と併せて「自動車検査証記録事項」を印刷したものも交付されます。特別道路(ETC)障がい者割引や、指注市心身障がい者ガソリン費助成の申請時には、「自動車検査証記録事項」の開紙、または「車検証閲覧アプリ」の面面提示にて必要事項を確認しますので、いずれかを御用意ください。

■申請・問合せ

高齢障がい課障がい者支援係 03-3430-1111(内線2221)



あいとぴあセンタープール開放について

障がい者の方と障がい者施設や団体に対し、あいとぴあセンター4階の室内温水プールを開放しています。リハビリや健康維持のため御利用ください。介助者との気がも可能です。

■個人開放台

まくよう び こ ぜん だい にちょう び こ ぜん こ こ 木曜日午前/第1・3日曜日午前午後

- ※祝日や施設の都合等で利用できない日があります。
- ※団体開放については、担当まで問合せください。



1コースあたり 1,000円。※障がい者団体の利用料は別途問合せてください。



■問合せ

高齢障がい課障がい者支援係 03-3430-1111(内線2209)

なんびょうしゃふく し て あて げんきょうとどけ はい し **難病者福祉手当の現況 届の廃止**

令和3年度までは毎年10月に現況 届の提出をお願いしていましたが、手続を見直し、令和4 年度からは市の方で受給資格を確認することで現況 届が不要となりました。

まいとし がっ タ ピ てん なんびょうしゃふく し て ぁて じゅきゅう し かく かくにん 毎年10月1日時点において、難病者福祉手当の受給資格を確認します。

9月30日までに難病者医療費助成制度等の更新の申請を行った方で、10月1日時点において更新手続中の方は、難病者福祉手当の認定を保留します。難病者医療費助成制度等の更新手続の完了を確認しだい、難病者福祉手当の認定となります。

業がなまうしゃいりょうでしょせいせいととう。こうしんでつづきがおごなりれず、受給資格を確認できないときは、業務者と療費助成制度等の更新手続が行われず、受給資格を確認できないときは、業務者

いただき、更新の受付期間内に手続を行うようお願いします。

また、単語内容に変更が生じたときは、異動温が必要になります。特に、生活保護を受給する こととなったときや振込口座に変更があったときは、異動温を忘れずに提出してください。

■問合せ

高齢障がい課障がい者支援係 03-3430-1111(内線2208)



だいり とうひょう 代理投票リーフレットについて

代理投票制度は、障がいや怪我などの理由で投票用紙に文字を記入することが困難な方のための制度です。投票所で申出をするとお手伝いの人が代わりに投票用紙に記入してくれます。このリーフレットでは代理投票の流れを確認するだけでなく、裏面に手伝ってほしいことを記入できる欄を設けました。お手伝いしてもらいたいことを記入して投票所に持っていき、受付で見せることでスムーズに投票を行うことができます。是非面活用ください。

■問合せ

でまましせんきょかんりいいんかい **狛江市選挙管理委員会 03-3430-1343**



